

三菱自動車ふそう労連 ゆうあい共済 共済金請求書兼領収書

2026.1.1改訂版

全三菱自動車・三菱ふそう労働組合連合会 御中

申請日 年 月 日

加盟組合名

代表者名

該当者	所属	氏 名	年齢	在籍証明欄
本人死亡の場合は遺族が該当者となります。		フリガナ		左記の者は、当労働組員（または組員の遺族）であることを証明します。

事由発生日	年 月 日	加盟組合認定欄	代表者	共済担当者
請求領収金額（住宅災害は記入不要）		本書の内容および別紙添付資料が事実と相違ないことを確認し下記の通り請求します。（加盟組合での認定は必ず2名で行って下さい）		

申請給付項目		加入プラン別共済金額（○印）			そ の 他
		ダイヤ	ゴールド	シルバー	
慶 弔	本 人 死 亡	1,210,000円	810,000円	410,000円	（組員本人の氏名）
	重 度 障 害	1,200,000円	800,000円	400,000円	
	長 期 傷 病	12,000円/月	8,000円/月	4,000円/月	（期間） 月 日～ 月 日 ヶ月分 初回申請 ・ 継続（どちらか○印） （申請 ヶ月目） （病名）
	重度の精神疾患※	7,500円	5,000円	2,500円	（組員本人の氏名）
	結 婚	15,000円	10,000円	5,000円	（配偶者の氏名）
	出 産	6,000円	4,000円	2,000円	（子の氏名）
	入学祝い（小学校）	6,000円	4,000円	2,000円	（子の氏名） （生年月日 . . ）
	配 偶 者 死 亡	75,000円	50,000円	25,000円	（配偶者の氏名）
	父 母 死 亡 （養父母は同居の場合のみ支給）	15,000円	10,000円	5,000円	（父母の氏名） （続柄： ）
	子 女 死 亡	15,000円	10,000円	5,000円	（子の氏名）
住 宅 災 害	死 産	15,000円	10,000円	5,000円	
		火災・落雷・爆発・車輛飛込み			
	全焼・全壊(70%以上)	720,000円	480,000円	240,000円	
	半焼・半壊(50～70%未満)	360,000円	240,000円	120,000円	
	一部損壊・損壊(10～50%未満)	共済規定運営内規による給付額（裏面①）			円（実 損 額） 円
		自然災害（見舞金） 地震など・風水害			
	全壊・流失(70%以上)	360,000円	240,000円	120,000円	
	大規模半壊(40～70%未満)	240,000円	160,000円	80,000円	
	半壊(20～40%未満)	120,000円	80,000円	40,000円	
	一 部 損 壊	60,000円	40,000円	20,000円	円（実 損 額） 円
		自然災害（見舞金） 床上浸水（全床50%以上）			
	150cm以上	240,000円	160,000円	80,000円	
	100～150cm未満	120,000円	80,000円	40,000円	
	50～100cm未満	60,000円	40,000円	20,000円	

・自然災害等による給付については、自治体の罹災証明書をもって被災状況の上位項目および特記事項を優先し判断の上支給する。

組 合 災 害 活 動 費	障害等級外治療	360,000円	240,000円	120,000円	
	入院見舞金	3,000円/日	2,000円/日	1,000円/日	（医療機関名） （入院 日）
	通院見舞金	15,000円	10,000円	5,000円	（医療機関名） （通院 日）
	手術見舞金	30,000円	20,000円	10,000円	（医療機関名）
	災害費用見舞金	100万円以内	100万円以内	100万円以内	

・この共済金請求書兼領収書は2026年1月1日以降の事由発生分より使用して下さい。

・太枠線内についてご記入下さい。

・受給手続きは、事由の発生後必ず180日以内に終了して下さい。（送付先：三菱自動車ふそう労連・事務局宛）

※重度の精神疾患 精神障害者保健福祉手帳を更新して取得した場合、更新毎に給付を行う。

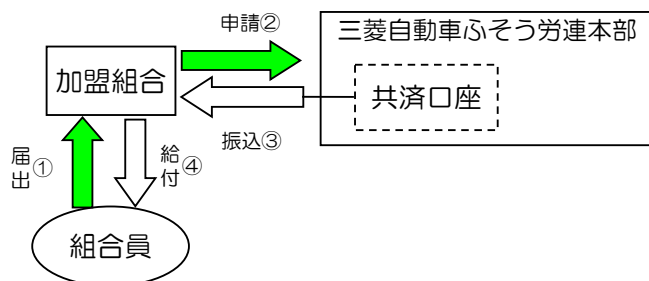
受付No.		事務局長	第2認定者	第1認定者	共済担当者
振込金額	円				
振込期日					

①共済規定運営内規（一部損壊・損壊給付区分）

実 損 額	給 付 額		
	ダイヤ	ゴールド	シルバー
36万円以上	162,000円	108,000円	54,000円
1万円～36万円未満※	45%	30%	15%
1万円未満	給付なし	給付なし	給付なし

※給付額は、実損額に各プランの％を掛けた金額。

②共済金申請フロー



④共済金の請求に必要な書類

	必要書類
本人死亡	・死亡診断書 ・公的機関の発行する死亡認定書 ・上記以外に死亡を証明するもの のうち、いずれか ・受取人の戸籍謄本または 抄本（写し可）
本人 重度障害	・身体障害者手帳
本人重度 の 精神疾患	・精神障害者保健福祉手帳
住宅災害 （含む自然災害）	・公的機関の発行する罹災証明書 ・見積書、請求書、領収書のいずれか ・写真
・上記の証明書については、写しでも可とする	
長期傷病	・会社または加盟組合が発行する休業 証明書もしくは休業を確認できるもの

③組合活動災害見舞金の請求に必要な書類

【見舞金必要書類】

開催案内など、組合活動中であることが確認できるもの

	添付必要書類
障害等級外治療	事由発生時と事由発生日を含む181日後における医師の診断書
入院見舞金	医療機関の証明書（診療明細書など）、但し請求が10万円を超える場合は医師の診断書
通院見舞金	医療機関の証明書（診療明細書など）
手術見舞金	医療機関の証明書（診療明細書など）
災害費用見舞金	加盟組合が費用を支払ったこと及びその金額を証明するもの

【個人情報に関する事項について】

全三菱自動車・三菱ふそう労働組合連合会（以降 三菱自動車ふそう労連）では、『全三菱自動車・三菱ふそう労働組合連合会プライバシーポリシー』にもとづき、加盟組合員の個人情報を厳重に取り扱い、適正な個人情報の管理を実施しています。今回、記入いただいた三菱自動車ふそう労連 ゆうあい共済 共済金請求書兼領収書（個人情報）は、三菱自動車ふそう労連が定める共済規定にもとづく共済制度を加盟組合員およびその家族に利用していただく際の実務に供するために利用させていただきます。